

大津市立公民館使用料減免に関する取扱基準

この基準は、本市が設置している公民館の会議室等の使用料（大津公民館については、利用料金。以下「使用料等」という。）の減免の取扱いを明確にし、利用者への公平、公正を図るため、その取扱い基準をまとめたものである。

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例第8条は、以下に示すとおり、(1)本市又は本市の執行機関が主催又は共催する事業に使用するとき。(2)公民館の設置目的に沿った事業であって、公益に資すると認められるものに使用するとき。(3)その他市長が特別の事由があると認めたときのいずれかに該当するときは、使用料を減免することができるとしており、具体的な減免基準を下記のとおり示す。

<参 考>

(大津市立公民館の設置及び管理に関する条例第8条)

(使用料及び利用料金の減免)

市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の使用料等又は附属設の使用料等(以下「使用料等」と総称する。)を減免することができる。

- (1) 本市又は本市の執行機関が主催又は共催する事業に使用するとき。
- (2) 公民館の設置目的に沿った事業であって、公益に資すると認められるものに使用するとき。
- (3) その他市長が特別の事由があると認めたとき。

(大津市教育機関に係る施設の使用料の徴収等に関する規則第4条)

(使用料の減免)

教育施設の使用料は次の各号に掲げる場合に当該各号に定める額を減免する。

- (1) 本市及び大津市教育委員会が主催又は共催する事業に使用する場合 全額
- (2) 公共的な団体又は機関が、各教育施設の設置目的に応じた事業で公益に資すると認められるものに使用する場合(博物館の企画展示室を使用する場合を除く。) 全額
- (3) 市内に所在する義務教育諸学校、幼稚園及び児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設が実施する事業に使用する場合 全額

(社会教育法 22条 公民館の事業)

公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

【具体的な減免基準】

(1)本市又は本市の執行機関が主催又は共催する事業に使用するとき。

本市又は本市の執行機関が主催又は共催する事業。

(2)公民館の設置目的に沿った事業であって、公益に資すると認められるものに使用するとき。

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例第8条第2号に規定する「公民館の設置目的に沿った事業」とは、社会教育法第20条に規定しているとおり、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業であり、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する効果が期待できるものである。

また、「公益に資する」とは、コミュニティの醸成、教育の振興、社会福祉の増進、青少年の健全育成、地域の安全等、地域活動や地域振興につながるものとする。

具体的事例

地域の各種団体、公民館利用者団体等が、前記の要件に該当する事業に使用する場合。

上記の「地域の各種団体」とは、次に掲げる団体とする。

自治会、女性会、子ども会、PTA、社会福祉協議会、健康推進協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ、体育協会、スポーツ少年団、「人権・生涯」学習推進協議会、ボーイスカウト、ガールスカウト、日本海洋少年団、文化協会等各公民館で認知している地域の各種団体など。

(3)その他市長が特別の事由があると認めたとき

個々のケースで判断することになるが、公共的利用、公益性があるもの、また政策的に行うものにつながる利用を原則とした判断基準をもとに適切に行うものとする。

(参考)

大津市教育機関に係る施設の使用料の徴収等に関する規則

第5条

(減免の申請)

教育施設の使用料の減免を受けようとする者は、所定の教育施設の使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

附 則

この基準は、平成20年10月1日から施行する。

この基準は、平成28年4月1日から施行する。